

# 青森県報

第二千六百三十七号

平成十八年  
六月七日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定	(同)	一
生活保護法による指定医療機関の休止の届出	(同)	二
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	(高齢福祉課)	二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同)	二
飼料の試験の結果の概要	(畜産課)	二
保安林の指定解除予定	(林政課)	三
道路の区域の変更	(道路課)	三
道路の供用の開始	(同)	四
公 告		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(情システム課)	四
右	(同)	五
右	(同)	五
右	(同)	六
右	(同)	六
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	七
県有地の売却に係る一般競争入札	(監理課)	七
教育委員会		
教科用図書採択地区の一部改正	(義務教育課)	八

## 告 示

青森県告示第四百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
野沢皮膚泌尿器科医院	八戸市稲荷町二一	平成一八・四・三〇
サン調剤薬局八ッ橋店	青森市大字筒井字八ッ橋一三八二の一	"
国道薬局	青森市堤町二丁目二二の七	一八・三・三
安達内科胃腸科医院	八戸市馬場町一の六	一八・四・三〇
波岡歯科医院	むつ市本町四の八	一八・三・三
田島クリニク	十和田市稲生町二三の一〇	一八・四・五
一部事務組合下北医療センター国民健康保険下風呂診療所	下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂六九	一八・五・一
一部事務組合下北医療センター国民健康保険蛇浦診療所	下北郡風間浦村大字蛇浦字石上五の九	"
弘前中央薬局	弘前市大字百石町四〇	一八・四・三〇

青森県告示第四百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
サン調剤薬局八ツ橋店 浪岡歯科医院 田島クリニク 安達内科クリニク メディカルサポート調剤薬局	青森市大字筒井字八ツ橋一四〇五の八 むつ市本町四の八 十和田市稲生町二二三の三〇 八戸市馬場町一の七 弘前市大字百石町三七の四	平成一六・四・一 一六・四・一 一六・五・一 "

青森県告示第四百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	休止年月日
松井耳鼻咽喉科医院	青森市松原一丁目一の一	平成一六・五・七

青森県告示第四百六十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により告示する。

平成十八年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指年月日
指定居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業を行う事業所		

社会福祉法人十和田湖会	十和田市大字奥瀬字下川目二の九	居宅介護支援事業所きやんぱす	十和田市大字相坂字小林七六の五	平成一六・五・元
-------------	-----------------	----------------	-----------------	----------

青森県告示第四百六十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により告示する。

平成十八年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指年月日	
名称又は主たる事務所の所在地又は住所 社会福祉法人拓心会 五所川原市大字水野尾字懸樋二二二三の三 有限会社ルーツ 北津軽郡中泊町大字今泉字神山一四一 有限会社サソライズ 五所川原市大字漆川字袖掛一五の一一	介護予防訪問入浴 介護予防訪問入浴 介護予防訪問入浴 介護予防訪問入浴	名称 訪問入浴さかえ 竹山荘デイサービスセンター デイサービスセンター ひかり	所在地 五所川原市大字水野尾字懸樋二二二三の五 北津軽郡中泊町大字今泉字神山一四一 五所川原市大字漆川字袖掛一五の一一 "	平成一六・五・元 "

青森県告示第四百六十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成十八年五月九日及び十日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十八年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要											違 反 の 内 容	
				粗 たん 白 質 %	粗 脂 肪 %	カル シ ウム %	リ ン %	粗 織 維 %	粗 灰 分 %	揮 発 性 窒 素 %	水 溶 性 窒 素 %	ペ ク チ ン 率 %	T D N %	M E kcal/kg		そ の 他 の 査 水 分 %
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同 左	ノーサン印成鶏飼育用配合飼料	18.4	17.8	4.4	3.71	0.56	3.5	10.4					2,870	11.7	
		ヘルシーSセブン(D) ニチワ印プロイラー肥育前期用配合飼料	18.4	24.7	5.1	1.27	0.67	2.6	5.8					3,160	10.3	
		ニチワえづけ トキワ印配合飼料 トキワ幼雛A P	18.5	24.5	4.8	1.20	0.67	3.0	5.6					3,020	10.1	
みちのく飼料株式会社 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同 左	NH和牛中期	18.5	14.6	3.9	0.86	0.51	3.4	5.1				74.7		13.4	
		ハッピーカーフスタート	18.4	19.1	3.6	0.81	0.57	2.7	5.1				75.1		13.8	
		R F ビーフ翔	18.5	12.7	4.1	0.57	0.54	4.9	4.9				73.7		13.3	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第457号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和十六年法律第百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十八年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

上北郡七戸町字中屋敷一九の二、四三の四、四四の二から四四の四まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び七戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第471号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年七月六日まで青森県農土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路種類の	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	二七九号	上北郡横浜町字百目木九二の一四から 上北郡横浜町字吹越五六二の三まで	前 一四・三〇メートルから 後 一四・八〇メートルまで	一三二・一〇メートル		
2	県 道	八戸大野線	八戸市大字田向字デントウ平九の一から 八戸市大字十日市字西六一の一まで	前 一七・七〇メートルから 後 一七・二〇メートルまで	一四〇・三〇メートル		
				前 七五・八〇メートルから 後 七五・〇〇メートルまで	六四〇・〇〇メートル		
				前 二〇・三〇メートルから 後 二〇・〇〇メートルまで	六四〇・〇〇メートル		

青森県告示第四百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年七月六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道 二七九号	上北郡横浜町字百目木九二の一四から 上北郡横浜町字吹越五六二の三まで	平成一八・六・七
県道 八戸大野線	八戸市大字田向字デントウ平九の一から 八戸市大字十日市字西六一の一まで	"

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十八年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量  
電子計算機等の賃貸借（レンタル）一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県企画政策部情報システム課  
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法  
随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十八年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

日本電子計算機株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目四の一

六 契約金額

一億九千六十二万五千四百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであつたので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十八年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

電子計算機等の賃貸借（リース）一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十八年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

NECリース株式会社

東京都港区芝五丁目二九の一

六 契約金額

一億六千八百五十九万七千五百四十四円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであつたので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十八年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

全庁LANネットワーク機器等の賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十八年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

みちのくリース株式会社

青森市橋本一丁目四の一〇

六 契約金額

四千六百十六万四千二十四円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十八年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

電子計算機による業務処理委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十八年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青森電子計算センター

青森市大字三内字丸山三九三の二七〇

六 契約金額

五千二百五十七万九千八百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十八年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

全庁LANサポートデスク業務委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十八年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社ビジネスサービス

青森市新町二丁目六の二九

六 契約金額

四千四百七十三万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とし



たものである。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、唐牛地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年六月八日から同年七月五日まで

三 縦覧の場所

大鰐町役場

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地（県道橋向五戸線廃道敷地）の売却

所在地	地目	地積
三戸郡五戸町字古館下川原一の一	雑種地	六六・六一平方メートル
三戸郡五戸町字古館下川原四三の一	公衆用道路	一八六・六九平方メートル
三戸郡五戸町字古館下川原四三の四	公衆用道路	四六八・五九平方メートル

三戸郡五戸町字古館下川原四四

公衆用道路

一六・六一平方メートル

二 予定価格 三百三十二万四千元

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

三戸郡五戸町字古館下川原四三の四

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部監理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

八戸市大字尻内町字鴨田七

青森県八戸合同庁舎 二階第三会議室

2 日時

平成十八年六月二十六日（月） 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 平成十八年六月十五日午前十一時から、三戸郡五戸町字古館下川原四三の四において現場説明を行う。

3 土地の行政的条件 都市計画上の用途未指定地域

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第九号

昭和四十七年十一月十四日青森県教育委員会告示第五号（教科用図書採択地区）の一部を次のように改正する。

平成十八年六月七日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

表採択地区の名称の欄中「南黒地区」を「津軽南地区」に改める。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一  
号 青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町一丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭